



強風時の火災予防!!

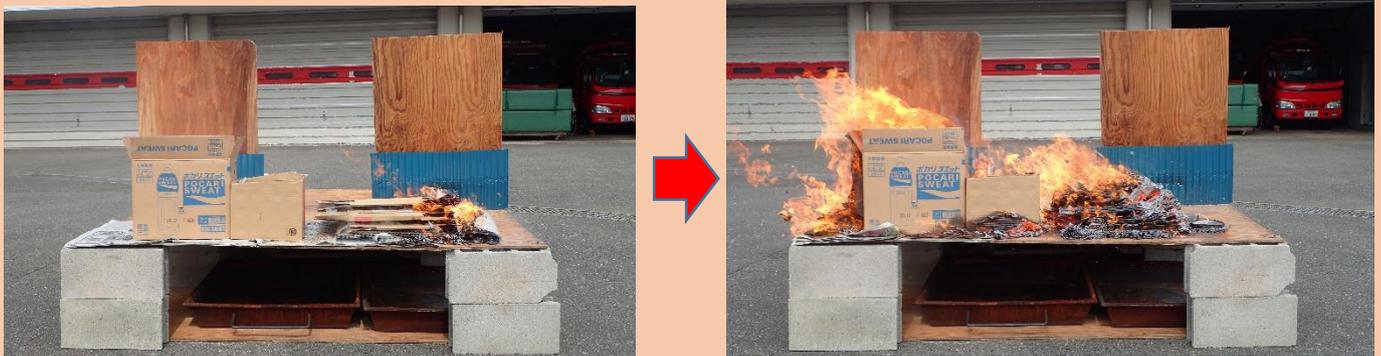


朝、晩と涼しく過ごしやすくなり、草木の色も力強い緑から次第に褪せし、秋らしい気配となってきた今日この頃。

稲穂の収穫が終わった田んぼや畑など、枯草などを集め焼却しているのをよく見かけるようになりました。

そんな中、この時期には**たき火の火が思いがけず拡大し、火事となってしまう**ことがしばしばあります。特に**風の強い時**には想像以上に火事が大きくなり、大惨事となってしまうことがあるので絶対にたき火をしないでください。

【宗像消防署で行った火災実験の様子】



はじめは小さな火が強い風(風速約5m/s)を送ることであつという間に風下方向へ延焼していく様子が見られました。

強風と火事

火が燃えるには**火種**と**可燃物**、**酸素**の3つが必要です。風は火に酸素を含む空気を豊富に供給し続けることで着火を容易にし、また炎をあおり、火のついた可燃物を飛散させ、著しいスピードで炎が拡大していきます。なので…

風の強い日は絶対にたき火をしないでください!!

※2016年12月に起きた新潟県糸魚川市の大火も強風によりあつという間に燃え広がり住宅など合計147棟を焼損させました。

たき火に関する消防署からのお願い



たき火は原則として法律で禁止されています！

野外での草木等の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されています。正当な理由なく違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれらが併せて科せられます。

ただし、以下の場合などは例外として認められています。

- ・農業や林業等のためにやむを得ず行う廃棄物の焼却
- ・地域で行う「どんど焼き」等の行事に伴う廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営むうえで行う軽微なもの



ただし、プラスチック類など、**黒煙や悪臭を発生するものは焼却できません**。また**近隣の方の生活に支障のある場合**や**延焼拡大の危険がある場合**は消火をお願いすることがあります。

上記以外のたき火をしようとする際は下記に連絡をお願いします。

宗像市市民協働環境部 環境課 0940-36-1421

福津市防災安全課 0940-43-8107

最寄りの消防署 ⇒ 連絡先は別紙記載

※消防署への連絡は、火災危険の把握のために届出を受けるものであり、実施の許可等は宗像市・福津市の関係部署に指導を受けてください。